

(様式第3号)

パブリックコメント（意見公募）手続による意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	千歳市第3期都市計画マスタープラン〔部分改訂〕（素案）について	
2	意見募集期間	令和8年6月10日（水）～7月10日（金）	
3	意見の件数（提出者数）	8件（ 3人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	0件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	1件
		③ 今後の参考とするもの	6件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	1件
5	意見の受け取り方法	電子メール	2人
		郵送	0人
		ファクシミリ	0人
		意見箱	0人
		直接持参	1人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	
1	「人口増加への対応」と「工業地の形成」の両項目で「計画的な誘導を検討します」の表現が用いられているが、この「誘導」の単語が具体的にどのような行政行為を指すのかが不明確であるために、市民が各自で意味を推測することとなる。行政の意図に対する解釈が分かれるおそれがあることから、当該表現は避けたほうがよい。	1 件	分類～③ 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となっております。 都市計画運用指針では、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくものとされており、具体的な手法等を記載するものではないため、千歳市第 3 期都市計画マスタープラン〔部分改訂〕においては、基本的な方針として、「新たな住宅地及び工業地の形成について計画的な誘導を検討する」としております。 今後、新たな居住ニーズや工業用地の需要が増加し、新たな住宅地もしくは工業地が必要と判断した場合には、いただいたご意見のとおり、具体的な手法を示した上で、農林業や既成市街地との調和を図るとともに、良好な市街地の形成に向けて必要な手続きを進めてまいります。

2	「人口増加への対応」において、課題として「土地価格の上昇」を挙げているが、「新たな住宅地の形成」は解決策になっていないのではないか	1 件	分類～③ 土地の価格は、市場における需要と供給のバランスにより決まるもので、様々な要因により変動するものではありませんが、需要量に対して供給量が少ない場合、土地価格の上昇につながる一因になることが考えられます。 このため、新たな住宅地を形成し、供給量を増やすことで需要と供給のバランスが変わり、供給量が増えれば、一つあたりの土地に対する競争が緩和され、土地の価格上昇が抑制される効果が期待されます。 以上のことから、土地価格の上昇のほか、人口増加の見込みを踏まえ、「新たな住宅地の形成」を方針として追加しております。 いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
---	--	-----	--

3	「工業地の形成」における「計画的な誘導」は具体策を明示すべきであり、それが市街化調整区域での地区計画の決定を意味するのであれば、見直すべきである。	1 件	分類～③ 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となっております。 都市計画運用指針では、中長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしていくものとされており、具体的な手法等を記載するものではなく、Rapidus 社の立地を契機に、関連企業の集積や人口増を見込んだ土地利用が進むなど状況が大きく変化していること、千歳市将来ビジョンや千歳市人口ビジョンでは人口増を予測していること、工業地不足や住宅地・商業地の地価が上昇していること、また、都市計画運用指針においては、「インターチェンジ・幹線道路周辺で工場等の産業立地を図る地区などを示すことが望ましいこと」「非住居地の流通業務施設等都市活動のため積極的に受け入れるべきものは、周辺の土地と調和を図りつつ、誘導・支援すべき」とされており、これらをより考慮することが必要となっていることなど、社会情勢の大きな変化に対応することを目的に、土地利用の方針をあらかじめ示し、良好な市街地の形成を計画的に誘導していくことが重要であると考えております。このため、千歳市第 3 期都市計画マスタープラン〔部分改訂〕においては、基本的な方針として、「計画的な誘導を検討する」としております。 また、工業地の形成が必要と判断した場合には、市街化区域への編入を基本とし、いただいたご意見を踏まえながら、良好な市街地の形成に向けて必要な手続きを進めてまいります。
---	--	-----	---

4	千歳市第3期都市計画マスタープラン〔部分改訂〕の委託業務はどこのコンサルタントが受注したもののか。	1 件	分類～④ 千歳市第3期都市計画マスタープラン〔部分改訂〕については、Rapidus 社の立地を契機とした社会情勢の変化に対応するための部分的な見直しとしていることから、改訂作業を外部機関へ委託しておりません。
5	外国人の定住を見込むことは不法移民を受け入れることと同義であるため、記載すべきでない。 また、「公園・緑地等は官民連携の手法を柔軟に取り入れ、魅力的で賑わいのある空間の創出を図ります」としているが、外国資本が参入することができる官民連携の推進についても記載すべきでない。	1 件	分類～③ 都市計画マスタープランは、上位計画である「千歳市総合計画」や北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、区域マスとする。）」に即するとともに、各関連計画と連携・整合を図るものとなっております。 千歳市第7期総合計画の将来都市像では、「世界をつなぐ」として「まちの勢いを持続し、人や企業が新千歳空港を通じて世界とつながり、国籍を問わず多様な人・価値観を受け入れる“開かれたまち”や“人をつなぐ”として「人口の増加を維持し、多彩な市民や企業、団体、行政が互いにつながり支え合いながら、人と活力、魅力があふれる“幸せを感じるまち”」を目指すとしております。 また、区域マスでは「文化的で人間味のあふれる国際都市の形成を目指している」と位置づけられているほか、千歳市将来ビジョンにおいては、一定程度の外国人の定住を見込んでいることから、これらを踏まえ、目指す都市像の実現に向けた方針としております。 官民連携の推進については、多様化している市民ニーズに対応した公園・緑地の運営が求められており、官民連携の手法などを柔軟に取り入れることが必要であると考えております。

6	今回の改訂は、国策的プロジェクトの Rapidus 社の立地が決まり、関連企業の集積により人口増加等で千歳市を取り巻く社会環境に対応する変更として、必要な部分改訂であると認識している。 本部分改訂により、良好な市街地が形成されることを期待しているが、鉄北通の国道 337 号から末広大通の区間では、通勤時間に交通混雑が発生しており、これに対応するため、当該交差点における信号機の時間配分を変更するなど、地域の課題に向き合った内容についても部分改訂にあわせて検討する必要がある。	1 件	分類～② 本部分改訂の趣旨をご理解いただき、ありがとうございます。 本部分改訂は、令和 4 年に策定した千歳市第 3 期都市計画マスタープランを基本として、Rapidus 社の立地を契機とした社会情勢の変化に対応するための方針の追加など、部分的な見直しとしております。 令和 4 年に策定した千歳市第 3 期都市計画マスタープランでは、鉄北通を住区内幹線街路と位置づけ、地域内外の円滑な交通確保に向けた適切な維持管理を推進するとしております。このため、いただいたご意見については、既に計画に盛り込んでいるものにはなりますが、鉄北通における課題に関しては、各担当部局と情報共有を図り、今後の業務の参考とさせていただきます。
---	--	-----	--

7	今回の改訂において、「新たな住宅地の形成について、必要に応じて計画的な誘導を検討します。」を追加しており、令和4年に策定している千歳市第3期都市計画マスタープランでは、「新たな住宅地の形成について検討します。」と記載されていることから、文言の整合が必要である。	1 件	分類～③ 本部分改訂は、令和4年に策定した千歳市第3期都市計画マスタープランを基本として、Rapidus社の立地を契機とした社会情勢の変化に対応するための方針の追加など、部分的な見直しとしております。 Rapidus社の立地を契機に、関連企業の集積や人口増を見込んだ土地利用が進むなど状況が大きく変化していることや千歳市人口ビジョンでは人口増加効果により、将来展望を10万2千人に上方修正したこと、工業地不足や住宅地・商業地の地価が上昇していること、また、都市計画運用指針においては、「インターチェンジ・幹線道路周辺で工場等の産業立地を図る地区などを示すことが望ましいこと」「非住居地の流通業務施設等都市活動のため積極的に受け入れるべきものは、周辺の土地と調和を図りつつ、誘導・支援すべき」とされており、これらをより考慮することが必要となっております。 本部分改訂については、これら社会情勢の変化などに対応するため、土地利用の方針をあらかじめ示し、良好な市街地の形成を計画的に誘導していくことが、より重要であると考えております。このことから、令和4年に策定した千歳市第3期都市計画マスタープランの方針と書き分けて追記しております。
---	---	-----	---

8	今回の改訂案は、国道 36 号と新千歳空港の間及び国道 36 号と JR 線の間で苫小牧市との境界までを「新たな工業用地の需要を踏まえ、農林業や既成市街地との調和を図ったうえで、地区の特性や優位性を活かした地域経済の活性化に資する工業地の形成について、計画的な誘導を検討します。」としている。 このエリアは、苫小牧市が倉庫等での土地利用を考えるエリアの延長線にあり、北海道が行った「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中間見直しに伴うパブリックコメントで多くの反対意見（ウトナイ湖の源流としての美々川沿線の自然を守る）があったことを受け、苫小牧市の土地利用の方針の見直しを発表しているエリアの延長線にあたる。 このエリアの自然を守る趣旨から、工業地としての土地利用方針は、除外すべきと考える。 このエリアの自然、歴史（埋蔵文化財が豊富）をいかに守るかを苫小牧市及び北海道と十分に協議の上、総合的な計画として進めていただきたい。	1 件	分類～③ 本部分改訂は、令和 4 年に策定した千歳市第 3 期都市計画マスタープランを基本として、Rapidus 社の立地を契機とした社会情勢の変化に対応するための方針の追加など、部分的な見直しとしております。 本部分改訂では、持続可能な都市づくりに向けて、関連企業の集積に対応するため、新千歳空港や Rapidus 社が立地する美々地区に近接し、幹線街路などの交通機能や空港機能を生かせる地区において、工業地の形成について必要に応じて計画的な誘導の検討が必要と考えております。 令和 4 年に策定した千歳市第 3 期都市計画マスタープランでは、「千歳湖、美々川の自然環境の保全を図る」としているほか、千歳市の豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的として、地域生物多様性増進法に基づき、美々川源流部周辺を「自然共生サイト」として登録することを目指しております。 これらのことから、持続可能な都市づくりに向けて、自然環境の保全と本部分改訂で位置づける交通機能や空港機能を生かせる地区においては、必要に応じて地区の特性を生かした工業地の形成を共に進めてまいります。 今後の工業用地の需要の増加により、新たに工業地の形成を検討する必要があると判断した場合においては、当該方針や関係法令等に基づき、北海道をはじめとする関係機関と協議を行い、いただいたご意見を踏まえ、適切に進めてまいります。
---	--	-----	--